

移動等円滑化取組計画書

令和4年6月10日

住 所 石川県小松市浮柳町ヨ50番地先  
事 業 者 名 北陸エアターミナルビル株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 南 井 浩 昌  
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

現旅客ビルは築41年が経過。国際線ビル等手狭なところもあり建て替えも視野に入れて検討する必要がある。高齢者、障害者等の介助については、社員教育を行い人的対応が出来るよう配慮していきたい。  
ハード面に関しては、有識者からUD診断を受けたところ、いくつかの指摘を受けており、できるものから順次対応していきたい。  
また障害者団体に原状調査を依頼し、改善につとめていきたい。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・カーブサイド ・多機能トイレ ・トイレ	・カーブサイドの横断歩道等における切り下げをガイドラインに沿った勾配に改修する。 ・車椅子のお客様が快適に使用出来るよう、多機能トイレの手洗器、手摺、紙巻器を新設し、既設の洗浄ボタン、呼出ボタン、リモコン等の配列をJIS配列に改修する。 ・火災時にベル音で火災を察知することができない聴覚障害者のために、光の点滅により火災の発生を知らせる光警報装置を空港内のトイレに設置する。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
破損等があった場合の改修	具体的な計画はないが、老朽化等による破損が生じた場合は、基準を保つよう随時改修し対応する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	—

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	—

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者団体への現状調査 依頼	障害者団体への適宜現状調査を依頼し改善につとめていくと共に、従業員の障害者等への介助をはじめとする人的対応の知識を深め、より一層の充実を図る。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-	-

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<p>旅客ビル内設置の意見箱での障害者等からの意見を集約し、社内で共有するとともに、特に重要な案件については社内の定例会議にて対応を協議する。</p>
---

#### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
空港内の点字ブロック	前年度計画書に記載した点字ブロックの改修については、前年度に実施したので今年度の計画書から削除した。 また新たにトイレの光警報装置の設置工事を追加した。	

#### V 計画書の公表方法

インターネット（ホームページ）にて公表する。

#### VI その他計画に関連する事項

施設・設備等のハード面については、国のガイドラインに沿った形で可能な限り改修等を実施していく。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。